

【勤務地: 東京都区内】

期間業務職員の採用について

内閣官房内閣広報室では、期間業務職員を次のとおり募集いたします。

<u>職 種</u>	一般事務等
<u>雇用形態</u>	非常勤
<u>雇用期間</u>	平成30年2月1日から平成30年3月31日（予定） ※ 採用後、1ヶ月間は条件付採用期間となります。 ※ 雇用期間終了後、勤務成績等により再採用の可能性あります。
<u>資 格</u>	高校卒以上で、パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel等））が扱える方で、行政機関などの事務経験を有する方。 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 成年被後見人、被保佐人 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
<u>就業時間</u>	8：30～17：15（予定） ※ 時間外勤務を伴うことがあります。
<u>休憩時間</u>	12：00～13：00までの60分
<u>給 与</u>	日給月給制
<u>日 給</u>	8,150円～9,630円/日（経験年数による、変更有り得る） その他に賞与、通勤手当（月額55,000円以内）、住居手当（月額27,000円以内）、超過勤務手当あり。
<u>退職手当</u>	一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。
<u>休 日</u>	土日祝日及び年末年始休暇（12月29日～1月3日）
<u>休 暇</u>	年次休暇 なし（半年経過後に付与。再採用時に繰越可。）
<u>就業場所</u>	東京都千代田区永田町
<u>加入保険</u>	雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。 ※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務

<u>仕事内容</u>	員共済組合法が適用され、健康保険、厚生年金保険は適用除外となります。 一般事務補助、雑務等
<u>採用人数</u>	1名
<u>応募要領</u>	履歴書（カラー写真貼付）に応募要件の実績を記載。他に、志望動機（A4縦・横書、200字程度）及び、職務経歴書（A4縦・横書）を作成。封筒に「期間業務職員応募書類」と記載し、次のあて先まで郵送願います。 ※応募書類は返却いたしません。
<u>応募先</u>	<あて先及びお問合せ先> 〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣官房内閣広報室 総務担当 電話（03）5253-2111 内線82705
<u>募集期限</u>	平成30年1月24日（水）
<u>試験</u>	書類選考後、合格者に対し面接試験を行い、採用者を決定します。 ※書類選考の結果、面接を行うこととなった方のみに面接の日時、場所等の連絡をします。